

令和3年7月19日開催，実務協議会（夏季）

配布資料（民事局・行政局）

「民事・行政事件の現状と課題」



目次【運用改善編】

- 1 民事訴訟手続のIT化について
- 2 地方裁判所の民事事件について
 - (1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況
 - (2) 民事訴訟の審理運営の改善
 - (3) IT化を契機とした民事訴訟の在り方の抜本的な見直し
- 3 簡易裁判所の民事事件について
 - (1) 民事訴訟
 - (2) 民事調停
 - (3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担
- 4 倒産事件について
 - (1) 事務処理の合理化等
 - (2) 管財人等の育成
- 5 民事執行事件について
 - (1) 不動産執行の改善
 - (2) 執行官をめぐる状況
- 6 地方裁判所の行政事件及び国家賠償事件について
- 7 労働関係事件について
 - (1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題
 - (2) 労働審判員に対する研修の実施
 - (3) 労働審判事件取扱支部の拡大
 - (4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進
 - (5) ウェブ会議等の方法による労働審判手続
- 8 知的財産権関係事件について
 - (1) 知的財産権関係事件をめぐる動向
 - (2) 国際交流・情報発信
 - (3) ビジネス・コート

(注1) 民事局所管事件に関する統計データ及び運用改善・法改正に関する議論の詳細等は、J・NETポータル「民事情報データベース」(ミンフォ)に掲載しています。

(注2) 行政局所管事件(行政事件、国家賠償事件、労働関係事件及び知的財産権関係事件)に関する統計データ及び各種資料等については、J・NETポータル「行政・労働・知財情報データベース」(G-desk)に掲載しています。

1 民事訴訟手続のIT化について

民事訴訟手続のIT化については、平成30年3月30日に、内閣官房の「裁判手続等のIT化検討会」の検討結果が報告書として取りまとめられています。この報告書では、訴訟記録の全面的な電子化を前提とした民事訴訟手続の全面IT化を目指すこととされています。具体的には、e提出（主張証拠のオンライン提出等）、e法廷（ウェブ会議等の導入、拡大等）、e事件管理（訴訟記録への随時オンラインアクセス等）の「3つのe」を目指して必要な取組を進めていくものとされ、「3つのe」の実現は、①現行法の下で実施することのできるウェブ会議等を活用した争点整理の運用（フェーズ1）、②法改正によって直ちに実現することのできる運用（フェーズ2）、③システムの開発や導入などを経て初めて実現することができる訴訟記録の電子化等の運用（フェーズ3）という3つの段階に分けて、順次新たな運用を開始していくことが相当であるとされています。

この報告書の内容も踏まえて、裁判所では民事訴訟手続のIT化に向けた取組を進めており、フェーズ1に関しては、令和2年2月から知財高裁及び高裁所在地の地裁本庁8庁の合計9庁で、5月から地裁本庁5庁（横浜、さいたま、千葉、京都、神戸）で、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用が開始され、12月からはその他の地裁本庁37庁にも運用が拡大されました。今後は、地裁の支部において、令和4年2月から同年7月にかけて順次運用を開始する予定であり、これらの庁における運用状況も踏まえながら、高裁等への拡大についても検討していく予定です。

民事訴訟法等の改正を要するフェーズ2及びフェーズ3に関しては、平成30年7月に、公益社団法人商事法務研究会に「民事裁判手続等IT化研究会」が設置され、民事訴訟手続を全面的にIT化した場合における課題の整理や規律の在り方の検討等が行われ、令和元年12月に報告書が取りまとめられました。令和2年2月には、法務大臣から法制審議会に対して民事訴訟手続のIT化に向けた民事訴訟制度の見直しに関する諮問がされ、6月から、民事訴訟法（IT化関係）部会において調査審議が続けられており、令和3年2月に「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」が取りまとめられ、この

中間試案に対してパブリックコメントが実施されて、各裁判所の意見を取りまとめたものを先般法務省に回答したところです。今後、令和4年中の関係法律の改正を目指して、調査審議が進められる予定です。

また、現行法下でのIT化の取組として、令和3年度中の一部の庁での運用開始を目標とし、民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「mints（ミンツ）」）の開発と、関連する最高裁判所規則の立案を進めており、甲府地裁本庁及び大津地裁本庁において、令和4年5月頃から運用開始（令和4年2月から試行運用開始）する予定です。

民事訴訟手続のIT化は、現在のプラクティスに単にITツールを取り入れるというのではなく、民事訴訟手続の在り方を抜本的に見直す契機とすべきものと考えています。そのためには、裁判所全体で幅広く意見交換等をしていくことが必要です。全国の下級裁判所に設置した検討体（PT）には、IT化後の審理運営について本格的に検討し、実践する役割を担っていただいています。令和7年度には、フェーズ3の開始が見込まれるところであり、残された時間はそれほどありません。庁を上げて引き続き活発な議論等が行われるよう、よろしくお取り計らいください。

2 地方裁判所の民事事件について

(1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況

地方裁判所の民事訴訟事件の新受件数は、平成22年以降減少傾向が続き、平成25年以降おおむね横ばいに推移した後、平成30年以降も若干減少傾向にあります。また、既済事件の平均審理期間は、平成22年以降、長期化傾向が続いており、実質的に争いのある事件では、特に争点・証拠整理手続の期間が長期化しています。

ところで、近時は、社会情勢の変化、情報技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待は高まっています。それに伴い、裁判の質についても、判断自体の適正さや手続保障のみならず、判断理由の当事者及び社会に対する説得力の更なる向上や合理的な

期間内での解決を求める声が強くなっているところです。

(2) 民事訴訟の審理運営の改善

民事訴訟の審理については、上記のとおり、平均審理期間（特に争点・証拠整理期間）が長期化する傾向にあります。その原因としては、事件の複雑困難化や弁護士の急激な増加等による裁判の担い手の変化も挙げられて来ましたが、弁護士や高裁から、争点・証拠整理や人証調べ、和解等の実情に関して厳しい指摘もあることに照らすと、裁判所も、民事訴訟法が志向する争点中心型の審理を実現する上で果たすべき役割を十分に果たすことができているかを自ら振り返ってみる必要があると思われまます。

こうした審理判断の課題を前提として、協働会等における議論を踏まえると、裁判の質の更なる向上を図るためには、部の内外でのコミュニケーションや議論を通じて、争点中心型の審理の基本的な在り方及びその前提となる争点・証拠整理の目的、手法とは何かについて改めて裁判官の間で議論を行い、一人一人の裁判官が、担当する事件の処理の枠を超え、審理運営の在り方を含む様々な課題を共有し、改善策を模索することが必要かつ有効と考えられます。

加えて、争点中心型の審理を実現するためには、事案の終局判断を見据えつつ争点・証拠整理の過程において裁判所と当事者との双方向的なコミュニケーションをより活性化させることにより、証拠（書証）にも照らしながら早期に争点を絞り込み、争点の軽重や判断の枠組み等についての認識を共有し、必要十分な人証について集中的な証拠調べを行うこと等が重要です。とりわけ、前記のとおりIT化の取組が進む中で、その前提となる審理運営の改善は急務です。その具体的取組として、現行の民事訴訟法や同規則を最大限活用し、あるいはそれを前提に運用上の工夫を行うことが有用であると思われまます。もとより、審理運営上の手法は、各裁判官の個性や個々の事件の特性に応じて使い分けられるべきものでありますが、どのような規定を活用していくことが考えられるか、あるいはどのような実務上の工夫等が考えられるかについては、各部・各庁において、争点整理の基本的な在り方についての議論を踏まえて、具体的に意見交換をしていくことが期待されます。そ

の結果、有用であろうと思われるものを失敗を恐れず実践し、当事者の反応を含めてその結果を分析しつつ、更なる改善を加えたり、別のアプローチを試みたりすることによって、採り得る選択肢を増やしていくなどすることが、現行法下での審理運営の改善の取組につながるものと考えられます。

また、合議の充実・活用等により部の機能の活性化を図り、部や庁を越えた裁判官同士の意見交換を充実させ、裁判官の間で民事訴訟の審理運営について議論を深める取組も、着実な定着を図る必要があります。この点については、司法研究「地方裁判所における民事訴訟の合議の在り方に関する研究」に詳しいので、御参照ください。

(3) IT化を契機とした民事訴訟の在り方の抜本的な見直し

民事訴訟手続のIT化を契機に、民事訴訟の在り方全体の抜本的な見直しを図る必要があると考えられることは前記のとおりです。IT化を見据えた充実した審理運営の実現に向けた議論においては、上記(2)の取組のほか、フェーズ1の運用の開始等を契機として多様化した審理運営の手法についての選択肢（当事者が期日に出頭して争点整理を行うという従前の手法に加えて、①双方当事者が裁判所に出頭せずにウェブ会議等により争点整理を進めたり、②一定の期間は準備書面等の交換のみにより争点整理を進め、必要に応じて期日や協議の場を指定して口頭議論を行ったりするなど）を事案等に応じてどのタイミングでどのように組み合わせながら進行し、主張及び証拠の重要性にメリハリをつけていくか、そのような中でITツールをどのように活用するのが効果的かなどの点について、自由かつ柔軟な思考で様々な試行錯誤を加えることが期待されます。

そして、この取組は、他庁の検討状況も確認しながら、継続的に活発に行っていくことが有効であると思われるため、令和2年3月から月1回のペースで、ウェブ会議を活用し、庁を超えて全国で意見交換を行う意見交換会が開催されています。

以上のような取組への主体的、積極的な関与を促すためには、所長が、部総括を中心とした各裁判官に対し、上からの押し付けにならないような形で、審理期間も含めた裁判の質の更なる向上が必要であることや、IT化の

機会をとらえて上記のような取組を行うことが有効であり民事裁判官のやりがいにもつながることについての理解を得られるよう、各部の実情を踏まえつつ、地道に働き掛けを行うとともに、庁としての継続的な検討を支援するなどして取組を後押しすることが重要であると考えられます。

3 簡易裁判所の民事事件について

(1) 民事訴訟

簡易裁判所の民事訴訟の新受件数は、平成27年以降、微増傾向が続いている状態にあります。また、国民の意識の変化等を背景に本人訴訟の審理運営が困難化していることに加え、交通損害賠償訴訟などの弁護士関与事件も増加しているため、簡易裁判所の民事訴訟における審理運営は困難さを増しており、審理期間の長期化等も指摘されています。少額の紛争を簡易・迅速に解決するという簡易裁判所本来の役割を十分に果たすためには、簡易裁判所が、民事訴訟法上の簡易裁判所の訴訟手続に関する特則の趣旨を生かした適切な審理を実現していく必要があることは当然として、地方裁判所の審理及び判決に慣れた弁護士に対しても、簡易裁判所の在るべき審理運営を理解してもらうよう、各地で弁護士会への働き掛けを行うことが重要であると考えられます。

特に、新受件数の増加傾向及び審理期間の長期化が顕著な交通損害賠償訴訟については、司法研究報告書「簡易裁判所における交通損害賠償訴訟事件の審理・判決に関する研究」において示された審理・判決モデルを実務に定着させるため、各庁において具体的な取組を継続的に進める必要があります。

(2) 民事調停

簡易裁判所の民事調停事件の新受件数は緩やかな減少傾向が続いているところ、民事調停が、紛争解決手段として適切に選択され、期待される役割を果たしていくためには、利用者のニーズに応え、その満足を得られるよう、調停運営の更なる改善を図っていく必要があります。各庁においては、近年、公正かつ合理的な解決を求める利用者のニーズに応えるため、民事調停の機能強化の取組が進められているところですが、民事調停は、公正かつ合理的

な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性、非公開性、費用の低廉性、傾聴と社会常識とに基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有しており、これらに対する利用者のニーズも大きいと考えられることから、機能強化の取組においても、調停主任と調停委員が充実した評議を実施し、利用者のニーズや事案についての認識共有を図りつつ、多角的な観点からの検討を行い、単に法的観点を踏まえるだけでなく、これらの幅広いニーズにも十分配慮した調停運営を行っていくことが重要です。

また、調停運営を支えるに足りる調停委員を安定的に確保していくため、その任命や育成の在り方についての積極的な取組が必要です。特に、調停委員の育成については、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）だけでなく、研修の充実も必要であり、各地の調停協会とも連携した研修の企画立案が重要です。さらに、民事調停が紛争解決手段として適切に選択されるようにするためには、潜在的な利用者の動向等を踏まえ、紛争に巻き込まれた人々が相談を持ち込む窓口の担当者等に、民事調停の制度やその特長・利点を周知するなど、効果的な広報を展開することが求められています。

(3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担

上記のとおり、現在、簡易裁判所においては、事件の困難化等に対応して、いかに紛争解決機能の向上を図っていくかが課題となっていますが、これに対応するためには、簡易裁判所による取組だけでは十分ではなく、簡易裁判所と地方裁判所がその役割分担を踏まえつつ、密接な連携を図ることによってこそ、大きな成果を得られるものと考えられます。地方裁判所においては簡易裁判所への関心が乏しくなりがちですが、地方裁判所の裁判官への十分な意識付けを行いつつ、地方裁判所と簡易裁判所との間で、具体的な課題の解決に向けて継続的に意見交換を行うなどし、地簡裁連携の取組をより実効性あるものとしていく必要があります。

4 倒産事件について

(1) 事務処理の合理化等

破産事件の新受件数は、平成29年以降、増加傾向が続いていましたが、令和2年は減少に転じ、平均処理期間についても、ほぼ横ばいとなっています。

す。

また、再生事件の新受件数は、通常再生事件については平成20年以降、減少傾向にありましたが、令和元年には歯止めがかかりました。個人再生事件は平成27年以降、増加傾向にあり、特に平成30年までは毎年10%を超える割合で増加していました。開始決定までの平均処理期間については、個人再生事件がその事件増に伴って長期化しているものの、全体としてはおおむね順調な事件処理状況がうかがわれます。

このように、破産事件や再生事件の処理状況は、全般的に比較的良好な状況にあるといえますが、新型コロナウイルス感染症の影響については予断を許しません。

したがって、事件動向を適時・適切に把握するとともに、一層の事件増に備えて、各倒産事件における各種の事務の最適化に向けた見直しを図る必要があるものと考えられます。

(2) 管財人等の育成

上記のとおり、破産事件の新受件数の増加傾向は落ち着いているものの、破産管財人の選任率は高い水準を維持しています。今後の事件増の可能性や若手弁護士の増加を踏まえると、若手の破産管財人の育成と管財人候補者の世代交代を進める必要があることはもとより、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者を育成していくことも喫緊の課題であると考えられます。

加えて、通常再生事件に関与した経験のある弁護士が少なくなっており、裁判所としても、監督委員等機関候補者の確保・育成を進めるとともに、円滑に事件処理できるようにノウハウの継承や運用改善を進めていくことも必要になります。

なお、破産管財人等の選定に公正性と公平性が求められることはいうまでもなく、万が一にも裁判所の選定が不当に偏っているとの誤解を受けぬよう、選定の適正には常に留意することが求められます。

5 民事執行事件について

(1) 不動産執行の改善

不動産執行事件の新受件数は、平成22年度以降減少しています。平均審

理期間は全国平均で9.4か月となっており、売却率は全国平均で約80パーセントと高い水準を維持しています。

このように、不動産執行事件の処理はおおむね順調に行われているところですが、金融機関からは、不動産競売は価額や処理期間の面で利用しにくいという意見もあり、このような利用者の意見を踏まえつつ、より迅速で質の高い運用を不断に追求していくことが求められています。こうした観点から、価額の面では、平成29年度の協議会において、競売市場修正率の見直しについて議論され、各庁の取組や効果についての紹介がされました。また、処理期間の面では、民事執行法改正により暴力団排除の制度が設けられ、そのままでは処理期間の長期化が避けられないことから、平成30年度の協議会及び令和元年度の事務打合せにおいて、そのことも踏まえて処理期間を短縮するための取組等の協議が行われました。

今後、より一層の質の高い事件処理を実現するために、現況調査報告書、評価書及び物件明細書の作成期間の短縮、標準スケジュール（申立てから売却、配当等までの一般的な目標期間）の設定、警察への調査嘱託事務の合理化などの迅速化に向けた更なる運用改善に取り組む余地がないか、売却基準価額と売却代金額との乖離率が高い状況に照らして競売市場修正率の見直しをする必要はないかなど、環境変化を踏まえて運用変更の要否について、柔軟に検討していくことが必要であると考えられます。

(2) 執行官をめぐる状況

ア 指導監督の充実

執行官は、独立かつ単独制の司法機関であり、職務のほとんどが庁舎外で行われることから、不適切な事務処理に陥りやすい面があり、近時そうした不適切処理がなお散見されます。適正な事務処理の確保は、第一次的には各執行官及び総括執行官の責任ですが、監督官等にも監督責任があることはいうまでもなく、過去の過誤事例を見ると、監督官等が十分な関心を払っていれば防止できた例が少なくありません。

加えて、近時、執行事件の減少に伴って執行官数は大幅に減少しており、1人配置や無配置の支部も増加して、執行官室内部の相互研鑽や相互監視

も利きにくい状況になっています。さらには、外部採用者が増加しており、公務員倫理や裁判事務の習熟度合いにも差が生じています。このような状況を踏まえ、日常の指導監督の充実強化（例えば、総括執行官等による記録査閲や監督官等と総括執行官との定期的なミーティングの実施など）、特に年2回の事務査察での適切な重点査察事項の選定、過誤や不正が生じやすい部分の重点的な点検及び増加する外部採用者の育成や日常の指導についても、監督官等の積極的な関与が求められています。

イ 引渡実施及び解放実施

執行官による国内の子の引渡し（引渡実施）及び国際的な子の返還（解放実施）については、国内外での関心が非常に高い一方、執行不能で終局する事例が多いことから、その実効性を高めることが強く求められています。このような中で、民事執行法等の一部が改正され、国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化と国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直しが行われたことからすると、執行官が子の心身への影響に配慮しつつ、円滑かつ確実に引渡実施及び解放実施を行うことができるようにするための態勢を整えることがより一層重要となります。すなわち、執行官が、債権者、家庭裁判所、外務省、監督官等と綿密な打合せをして事前準備を行うとともに、児童心理の専門家の適切な関与を得られるようにする仕組み作りや、執行官のスキルアップのための研修等の充実が必要となっています。

6 地方裁判所の行政事件及び国家賠償事件について

行政事件及び国家賠償事件については、近時、我が国の社会の在り方を巡って様々な問題提起がなされ、国民の意見や価値観が多様化する中、いわゆる多庁係属型の政策形成訴訟や社会的注目を集める複雑困難訴訟が多数係属しており、中立的な立場で法的紛争を解決する裁判所に対する国民の関心と期待が高まっています。裁判所が当事者のみならず社会に対しても説得力ある適切な判断をするためには、事件の背景となる社会的問題や社会経済活動の実像を把握しつつ、合議の充実を図り、判断の質を一層高めていくことが求められます。

B型肝炎訴訟は、地裁を第一審とする国家賠償事件の新受件数の4割前後を

占めているところ、1件当たりの原告数が複数に上るものが多いことを背景にして、審理期間が2年を超える長期未済事件が顕著な増加を示しています。個々の事件について審理が長期化している原因を適切に把握しつつ、事案に応じた適正迅速な解決に向けて積極的な審理を行っていく必要があります、そのためには事務処理上の工夫の集積や共有を図ることも有益です。

7 労働関係事件について

(1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題

労働関係事件については、社会経済情勢の変化、雇用形態の多様化、労働者の意識の変化等の様々な要因を背景として、裁判所に申し立てられる事件数は高水準で推移しており、その内容も複雑困難化しているところ、労働関係民事訴訟事件及び労働審判事件の令和2年の新受件数は、いずれも過去最高となりました。また、新型コロナウイルス感染症を背景とした労働関係事件が増加するとの指摘もあり、今後もその動向を注視することが必要です。

地方裁判所における労働関係民事訴訟事件については、平成20年以降、未済件数が年々増加し、平均審理期間も長期化しています。労働審判事件についても、制度開始当初に比べて幅広い事案が申し立てられるようになってきているなどの事情がうかがわれ、平成30年以降、平均審理期間が長期化する傾向にあります。

このような状況の中、労働関係事件を適正迅速に処理していくためには、裁判所全体として労働関係事件の紛争解決能力を高めていくことが喫緊の課題であり、そのためには、審理運営のためのプラクティスを部や庁を超えて共有するとともに、弁護士に対してもプラクティスを踏まえた訴訟活動をしてもらうための働き掛けを適切に行っていくなど、各庁の実情に応じて一層の取組を進めていく必要があると考えられます。

(2) 労働審判員に対する研修の実施

労働審判手続の担い手である労働審判員については、その資質・能力の向上を図るために適切な研修が実施される必要があります。このような観点から、各庁において、毎年、新たに任命された労働審判員を対象とする「労働審判員研修会」及び全労働審判員を対象とする「労働審判員研究会」が開催

されています。これらの実施内容等について、各庁の実情や労働審判員の要望等を踏まえた工夫がされているところであり、今後もこれらの充実化を図っていくことが重要であると考えられます。

(3) 労働審判事件取扱支部の拡大

労働審判事件は、全国の地裁本庁のほか、平成22年4月からは東京地裁立川支部及び福岡地裁小倉支部において、平成29年4月からは静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部及び広島地裁福山支部において取扱いが開始され、順調に運用されています。今後も、労働審判事件を支部で取り扱うかどうかについては、予想される労働審判事件数や本庁に移動するための所要時間等の利便性を基本としつつ、事務処理態勢、労働審判事件の運用状況及び労働審判員の安定的な確保等を含めた地域的事情を総合的に勘案して判断されることとなります。

(4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進

労働関係事件の適正迅速な解決のためには、当事者による適切な紛争解決機関及び解決手続の選択を促す必要があります。そのためには裁判所における各手続の特徴を受付窓口で教示する方法を地裁・簡裁間で協議したり、弁護士会や労働局との協議会等において各手続の特徴等について共通認識を持つ機会を設けたりすることが有益であると考えられます。

(5) ウェブ会議等の方法による労働審判手続

労働審判手続については、テレビ会議の活用を図るために周知の取組が各庁で行われてきたところですが、令和2年12月から、全ての地方裁判所本庁において、ウェブ会議の方法により労働審判手続の期日を行うことも可能となりました。ウェブ会議等の利用に当たっては当事者の意向を十分に聴取していただく必要はありますが、当事者の利便性の向上等に資するものであることに加え、当事者が裁判所に出頭するために移動したり、直接会ったりせずに労働審判を実施できるという面もあります。

8 知的財産権関係事件について

(1) 知的財産権関係事件をめぐる動向

地方裁判所における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね

500件程度で推移していますが、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は、平成25年以降減少傾向にあります。

(2) 国際交流・情報発信

経済活動のグローバル化に伴う知財紛争の国際化に対応するため、裁判官の国際会議への出席や海外からの訪問者の受入れを行っています。こうした国際化の要請への取組の一環として、平成29年度から、裁判所が主体となり、法務省、特許庁などと共に、国際知財司法シンポジウムを開催しています。

また、知財高裁ウェブサイトを中心として知財訴訟の判決（判決全文又は要旨の英訳を含む。）等を公表するなど、各種情報の発信を行っています。

(3) ビジネス・コート

令和4年頃には、東京高地裁中目黒分室（仮称）に、知財高裁や東京地裁の知財部等、ビジネス関係の訴訟や倒産事件を専門的に扱う部門を集約して移転する計画であり、準備を進めています。

目次【立法・法改正編】

- 1 民事関係の法改正等について
 - (1) 民事執行法等改正の動向
 - (2) 所有者不明土地問題に関する動向
 - (3) 会社法改正の動向
 - (4) 公益信託法改正の動向
 - (5) 消費者関係法の見直しに関する動向
 - (6) 動産・債権等を目的とする担保法制の見直しに関する動向
 - (7) 仲裁法制の見直しに関する動向
 - (8) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆる「プロバイダ責任制限法」）の改正の動向
 - (9) 証拠収集法制等の見直しに関する動向
 - (10) その他
- 2 国家賠償事件に関する法改正について
 - (1) B型肝炎に関する特別措置法改正の動向
 - (2) 建設アスベスト補償制度に関する立法動向
- 3 労働法関係の法改正等について
 - (1) 働き方改革実行計画を踏まえた法整備の動向
 - (2) 解雇無効時の金銭救済制度に関する動向
- 4 知的財産権関係の法改正について
 - (1) 特許法改正の動向
 - (2) 著作権法改正の動向

1 民事関係の法改正等について

(1) 民事執行法等改正の動向

①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策、③国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し、④債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し、⑤差押禁止債権をめぐる規律の見直し等を内容とする「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行されています（ただし、①のうち債務者の不動産に係る情報取得手続の規定は、令和3年5月1日から適用されています。）。

(2) 所有者不明土地問題に関する動向

所有者不明土地に関わる問題については、平成30年6月に公表された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」が令和2年7月に改定され、土地所有に関する基本制度や民事基本法制の見直し等の重要課題について令和2年度中できるだけ速やかに必要となる法案を提出するという方針等が示されました。

この基本方針を踏まえ、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が平成30年11月15日から施行されています。この法律により、民法の特例として、国又は地方自治体の長が不在者財産管理人及び相続財産管理人の選任の申立てをすることができるものとされました。

また、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」は、令和2年11月1日から全ての規定が施行されています。この法律により、不動産登記簿の表題部所有者欄の氏名等が正常に登記されていない土地について、登記官が職権で調査を行って所有者を特定し、表題部所有者を改めるという制度、調査を行っても所有者を特定することができない場合に裁判所が当該土地の管理者を選任するという制度が設けられました。

さらに、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月28日に公布されました。その主な改正項目等は、①相続登記の申請の義務化、登記名義人の死

亡等の事実の公示その他の不動産登記法の見直し、②土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設、③長期間経過後の遺産分割における相続分の見直し、④共有制度の見直し、⑤財産管理制度の見直し、⑥相隣関係規定の見直し等であり、民事非訟事件として、所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更・管理に関する事項の決定方法の特則、共有物の管理に係る事項に賛否を明らかにしない共有者がいる場合の共有物の管理に関する事項の決定方法の特則、所在等不明共有者の持分の取得・第三者への譲渡権限の付与、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度の手續が設けられました。上記各法律は、原則として、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行され、所要の最高裁規則の整備も予定されています。

(3) 会社法改正の動向

「会社法の一部を改正する法律」は、一部の規定を除き、令和3年3月1日から施行されています。

その主な改正項目は、株主総会に関する規律の見直し、取締役等に関する規律の見直し、社債の管理等に関する規律の見直し等です。

(4) 公益信託法改正の動向

法制審議会信託法部会における調査・審議を経て、令和元年2月14日の法制審議会総会において要綱が決定され、法務大臣に答申されました。

その主な改正項目は、信託事務・信託財産の範囲の拡大、受託者の範囲の拡大、主務官庁制の廃止であり、民事非訟事件として、受託者及び信託管理人の選任・解任、信託の変更命令等の信託法上の手續と同様の手續が設けられる見込みです。

(5) 消費者関係法の見直しに関する動向

消費者契約法に関しては、平成30年改正における衆議院及び参議院の附帯決議を受けて、更なる改正の検討が行われており、令和元年9月に消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会において報告書が取りまとめられ、同年12月からは消費者契約に関する検討会において調査・審議が行われています。同検討会においては、いわゆる「つけ込み型」勧誘に関する取

消権、オンライン取引における消費者保護に関する規律等の実体法上の規律のほか、「平均的な損害の額」（消費者契約法9条1号）に関する消費者の立証負担を軽減するための規律が検討事項とされています。

消費者裁判手続特例法に関しては、令和3年3月から、「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」において検討が行われています。同検討会においては、同法の運用状況を踏まえつつ、特定適格消費者団体の活動の実効性向上のための方策や、共通義務確認の訴えを提起することができる事案の範囲等が検討事項とされています。

(6) 動産・債権等を目的とする担保法制の見直しに関する動向

動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、令和3年2月に開催された法制審議会において担保に関する法制の見直しが諮問され、担保法制部会において調査・審議が行われています。

(7) 仲裁法制の見直しに関する動向

令和2年9月に開催された法制審議会において、仲裁法等の見直し等について諮問がされ、法制審議会仲裁法制部会は、①国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）が策定した国際商事仲裁モデル法の平成18年改正（暫定保全措置に関する規律の改正等）への対応を念頭に置いた仲裁法の見直し、②調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設、③民事調停事件の管轄の見直しを内容とする中間試案を取りまとめ、令和3年3月から5月にかけて、中間試案に対するパブリックコメントが実施されました。試案に対して寄せられた意見を踏まえて、引き続き同部会において調査・審議が行われています。

(8) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆる「プロバイダ責任制限法」）の改正の動向

プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律は、令和3年4月28日に公布されました。同法律は、①新たな裁判手続の創設及び②開示請求を行うことができる範囲の見直しを主たる改正事項としています。①については、現

行法下で、第一段階として、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）事業者に対して「発信者情報開示仮処分」の申立てを行い、発信者のIPアドレス等の開示を受けた後に、第二段階として、開示されたIPアドレスにより特定される通信事業者に対して「発信者情報開示請求」の訴訟を提起して発信者の氏名・住所の開示を受けるといった手続の流れが典型的であったところ、SNS事業者及び通信事業者に対する手続を一体的な非訟手続として整備し、迅速な発信者の特定を可能とすることを目指すものです。また、②については、現行法では解釈に委ねられていたSNS等へのログイン時等の情報についても開示対象とするものです。

改正法は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲において政令で定める日から施行され、所要の最高裁規則の整備も予定されています。

(9) 証拠収集法制等の見直しに関する動向

証拠収集法制等の見直しに関しては、公益社団法人商事法務研究会に設置された「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」において検討が行われています。同研究会においては、犯罪・DV等の被害者と加害者との間の民事訴訟において、被害者特定事項が加害者側に知られない仕組みを創設するため、訴状における被害者特定事項の秘匿措置や、相手方当事者における訴訟記録の閲覧等の制限に関する規律等につき、論点の整理が行われています。今後は、文書等に関する早期開示制度の導入や文書提出命令の見直しなどが検討される予定となっています。

(10) その他

上記のほか、民法（成年年齢の引下げ）の改正法の施行も令和4年4月1日に予定されています。

2 国家賠償事件に関する法改正について

(1) B型肝炎に関する特別措置法改正の動向

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限を令和9年3月31日まで延長すること等を内容とする「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律」が、令和3年6月18日に公布され、同日から施行されています。

(2) 建設アスベスト補償制度に関する立法動向

令和3年5月17日に言い渡された建設アスベスト訴訟の最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、特定石綿被害建設業務労働者等に対して給付金等を支給することを内容とする「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が、令和3年6月16日に公布されました（一部の規定を除き、同日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。）。

3 労働法関係の法改正等について

(1) 働き方改革実行計画を踏まえた法整備の動向

平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」は段階的に施行されているところ、令和3年4月1日から、中小企業にも、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の是正に係る改正規定等が施行されています。

(2) 解雇無効時の金銭救済制度に関する動向

平成30年6月から、厚生労働省において「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」が開催されています。

4 知的財産権関係の法改正について

(1) 特許法改正の動向

知財高裁、東京地裁及び大阪地裁における特許権侵害訴訟等において、当事者の申立てにより、裁判所が必要と認めるときに限り、広く一般に対してその審理に必要な事項について意見を求め、当該意見を当事者が証拠に活用できる制度（第三者意見募集制度）の創設等を含む「特許法等の一部を改正する法律」が令和3年5月21日に公布されました（同日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。）。

(2) 著作権法改正の動向

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護を目的とした「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」については、令和3年1月1日から全ての規律が施行されて

います。

主な改正項目は、①リーチサイト（侵害コンテンツへのリンク情報等を集約したウェブサイト）対策、②侵害コンテンツのダウンロード違法化、③写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大です。